

「意匠のインターネット公開の事実証明」サービスの終了について

令和3年4月1日
一般社団法人 日本デザイン保護協会

意匠のインターネット公開の事実証明サービス（以下、「本サービス」）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当協会は、企業がインターネットを通じて自社の新製品のデザイン（意匠）を公開した後、その意匠の公開の事実を何らかの事情から他人に示す必要がある場合に、その意匠の公開の事実を証明するサービスを、平成14年（2002年）10月より実施してまいりました。

例えば、自己の創作・実施した意匠と同一・類似の意匠について、後日意匠登録を受けた者から警告を受けた場合などに、自己のその意匠の創作・実施の事実（先使用等）を示す必要があります。あるいは、意匠登録出願をする際に、出願前に意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、出願意匠がインターネットを通じて公開された場合には、最初に公開された日から1年以内であれば、新規性喪失の例外規定（意匠法4条2項）の適用を受けようとする意匠登録出願をすることができますが、所定の期間内に、インターネットを通じて公開された意匠が新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を提出しなければならない（意匠法4条3項）場合があります。そうした場合に、本サービスはその公開の事実を証明するために活用いただいております。

しかしながら、近年、創作物の知的財産としての管理がより徹底されるようになってきたことや、特許庁の新規性喪失の例外規定の適用の手續が緩和されるようになってきたことなどから、当協会の本サービスの利用は著しく低迷し、ここ数年は全く利用がありません。一方、本サービスの提供やその受付体制の維持には相応のコストを要しています。

当協会としては、こうした状況に鑑み、下記のとおり本サービスを終了することといたしました。

記

「意匠のインターネット公開の事実証明」サービス

サービス終了期日：令和3年（2021年）6月30日（水）

.....
問い合わせ先：（一社）日本デザイン保護協会 研究センター
Tel : 03-3591-3030 Fax : 03-3591-0738
e-mail: research_c@jdpa.or.jp